

# 労山基金の特長、

# 山岳保険との比較

## 労山基金とは

### 民間保険と共済制度

山岳保険は、山岳遭難事故発生時に要した「救助捜索」と山中の転倒・滑落などによるケガの治療に要した「入通院」「死亡・後遺傷害」等に支払われるものである。入通院費用は、一般的には「国内旅行傷害保険」でカバーされている。

山岳保険には、保険業法に基づき提供されている「民間の保険制度」と「相互扶助の共済制度」がある。どちらも個人が保険会社と契約を結んだ（掛け金を支払った）時点から、約款に基づいたサービス内容が有効になる。掛け金は共済制度の

ほうが少額であることが多い。

### 労山基金は互助制度

労山山岳事故対策基金（労山基金）は上記の民間保険にも共済制度にも属さない唯一の「互助制度」である。加入者（労山会員に限る）は、掛け金を支払うのではなく、補償の有効期間後に「寄付金」を納める。「後払い方式かつ会員相互の助け合い的な制度」だ。

なぜ後払い方式かという点、それは2006年に施行された「保険業法の改定」に遡る。改定により労山基金（当時は遭対基金といった）は存続が脅かされた。そこで「共済の今日と未来を考える懇話会」を全国保険

医団体連合会、全日本民主医療機関連合会、全国商工団体連合会とともに結成して、粘り強く金融庁と交渉した。そして、それまで前払いだった制度を、基金加入者が遭難対策費用を有効期間（補償は一年間）が終了した後、寄付金として納める方式へと変更した。

労山会員でなければ労山基金には加入できないため、保険のように外部向けに大々的に宣伝活動を行っていない。

### 労山基金の概要

労山基金は、関東ブロックが先行して1971年3月にスタートした。創設から昨年で50年を迎えた。当初は「遭難対策基金（遭対基金）」と呼ばれ、民間の保険会社に依存しない我々労山会員の自主的な互助制度として発足した。

現在では、救助捜索活動や入通院への交付を行うほか、寄付金の一定額（1500万円を超えない範囲）は、毎年、地方連

盟が開催する安全登山のための学習活動や救助活動へ補助金として支出されている。これは労山基金が、事故後の助け合いだけでなく、事故を起こさない事前対策に活かされるよう、正しい登山の発展のために行っているものだ。

労山基金には「個人」と「団体」の2種類がある。

「個人」は皆さんが事故に遭った時の救済制度で、労山基金の根幹をなしている。寄付金は10000円以上で上限はなく、交付は10口までと制限がある。主な交付内容は救助捜索費と入院費で、海外登山も対象となる。「個人」の申し込みは、労山の会員であれば、いつでも加入できる。手続きは会・クラブの労山基金担当者が労山基金運営委員会宛てに行う。

「団体」は、会・クラブが寄付金を負担し、団体として所属会員に対する救済を行うための制度である。交付対象が多人数になるため、交付は救助捜索費

表1 労山基金「個人」と「団体」の補償内容

労山基金	個人		団体	
	1口	5口 (モデルプラン)	1口	5口 (モデルプラン)
補償期間	1年間	1年間	1年間	1年間
救助捜索費用※	30万円～40万円	150万円～200万円	60万円～80万円	300万円～400万円
救援者等費用	10万円	10万円	—	—
死亡	20万円	100万円	—	—
入院(日額)	800円 (上限:168,000円)	4,000円 (上限:840,000円)	—	—
通院(日額)	400円 (上限:20,000円)	2,000円 (上限:100,000円)	—	—
個人賠償・携行品損害	—	—	—	—
寄付金	1,000円	5,000円	2,000円	10,000円
備考	海外山行にも適用される。 一定条件の山行については、3倍交付となる特典制度がある(交付上限は10口のため、5口の場合は2倍交付)。その条件は、①一般登山道、②標高2000m以下、③標準コースタイム5時間以内、④日帰り、これらすべて該当するもので、⑤岩場・沢・雪山・海外は含まない。		国内山行に限る。 所属会員の事故について1年間で2回まで利用できる。 「個人」との併用ができる。	
	※初年度は寄付金300倍まで。継続1年毎に10倍加算され、継続11年目以降は400倍まで。			

用に限定されたものとなる。会・クラブが登録し、その会員の事故であれば交付を受けられる(1会につき年2回まで)。ただし、交付対象は国内登山のみで、海外登山は対象外である。救助捜索費のみ、入通院費には適用されない。寄付金は1口2000円で、最高5口(1万円)まで登録できる。

有効期間は1年間。会・クラブ毎(原則、地方連盟毎)に有効期限月が統一されている。例えば東京都連盟の期限月は3月で、有効期間は4月1日～翌年3月末日となる。

交付範囲は、交通事故および交通機関の事故を除く登山口から下山口までの山行中の事故が対象である。登山口とは、公共交通機関または車両などによる最終移動地からザックを担いで歩き出した地点をいう。

「個人」が対象とするのは、入通院交付、死亡交付および救助捜索交付である。交付の条件としては、事前に山行計画書が

所属会・クラブに提出されていること、海外登山の場合は全国連盟海外委員会にも事前に提出されていることが必須である。

なお、前述通り、「団体」は入通院費や死亡交付はなく、救助捜索費だけに特化している。具体的な金額は表1を参照されたい。

### 労山基金と各種山岳保険との比較

日本山岳救助機構(jRO)との比較

労山基金と他の山岳保険との補償内容を比較したのが表2である。

jRO(ジロー)と労山基金「個人」とを比べると、補償対象が違うことがわかる。jROは救助捜索に特化した山岳保険であり、入通院、死亡・後遺障害、海外登山には適用されない。jROの保険料が廉価なのは、一年間で会員に支払った救助捜索費用の合計を会員数で割った

表2 労山基金と各種山岳保険との補償内容比較 (単位:円)

	労山基金			日本山岳救助機構 JRO (山岳遭難対策制度)	YAMAP登山保険 (レスキュー保険)	モンベル山岳保険 (シンプルプラン F114)
	ココヘリ+「個人」5口	「個人」5口	「団体」5口			
救助捜索費用	※ 1,500,000~5,000,000	1,500,000~2,000,000	3,000,000~4,000,000	5,500,000	3,000,000 (免責30,000)	1,000,000 +追加費用300,000
入院費用	840,000	840,000	—	—	—	—
通院費用	100,000	100,000	—	—	—	—
遺体搬送費	—	—	—	300,000	—	—
死亡・後遺障害	1,000,000	1,000,000	—	—	—	50,000
救援者費用	100,000	100,000	100,000	300,000	—	5,000,000
携行品損害	☆ 30,000	—	—	—	—	—
個人賠償責任	☆ 1億	—	—	—	—	1億
海外登山 救助費用	1,500,000~2,000,000	1,500,000~2,000,000	—	—	—	—
年費用・保険料	9,015 (労山基金5,000+ココヘリ4,015)	5,000	10,000 一人あたり100(会員100人の団体の場合)、500(会員20人の団体の場合)など	2,200+α	4,800	6,340
備考	<p>救助捜索費用は、初年度は寄付金300倍まで補償。継続1年毎に10倍加算され、継続11年目以降は400倍まで。                      救援者費用は、駆けつけ交通費の位置付け。</p> <p>労山基金は1口1,000円。いかなる原因も問わずに、山行中の遭難であれば全部救済する。                      入院費は210日まで(4000円/日)、通院費は50日まで(2000円/日)。事故日から1年以内で、上限は入院210日まで・通院50日まで。3日以上の上の入院について1日目から交付。</p> <p>※ココヘリに加入している場合、ココヘリサービス対象に限り、労山基金の寄付金1,000倍まで。                      ☆ココヘリ付帯補償。</p>			α(事後分担金)の目安は300~700円。 救助捜索機関への謝礼費として1機関につき1万円限度の実費支給(10機関まで)。 初年度は別途、入金金2,200円が必要。	保険料月払い方式「30日プラン」もあり。 入通院を補償する「レスキュー保険プラスケガ補償セット」年額8,800円や携行品損害の補償も付加された保険もある。	モンベル山岳保険には3プラン・合計9のコースがある。 2021年10月から国内における疾病や悪天候、噴火が原因による遭難も補償対象にした。 ここに挙げたのは補償金額と保険料がもっとも安いコース。

金額(事後分担金)を請求する方式のためだ。現在、公的なへり救助が一般的となっているので、救助捜索費は少額になっている。

一方、労山基金「団体」も救助捜索だけに特化している。例えば、5口(寄付金1万円)で300万円~400万円の救助捜索費用が補償される。会の規模に条件はない。100人所属の会の場合、一人当たりの寄付金は100円相当になる。つまり、個人が労山基金に加入していなくても、会・クラブが労山基金「団体」に加入していれば、救助捜索費用が補償される。

**YAMAP保険とモンベル保険との比較**

比較するために、掛け金が労山基金「個人」5口と同額レベルのタイプの保険を見ていく。ここではGPS検索でお馴染みのYAMAPレスキュー保険と労山基金「個人」5口を比較してみよう。救助捜索費用は30

0万円と労山基金「個人」5口より有利であるが、労山基金は継続加入11年目から200万円になる。入通院はYAMPのこの保険では補償対象としていないため、圧倒的に労山基金が有利である。決定的な違いは労山基金「個人」が海外山行を対象にしているのに対して、YAMPの保険は国内山行のみを対象にしている。

一方、モンペルの保険には、野外活動（ハイキング）と山岳登攀を対象に安心プラン、スタンダードプラン、シンブルプランの3プラン合計16種類のタイプがあり、補償内容が異なる。保険料（年額）も7万円台から3千円台までと幅がある。

## 労山基金 2022年の展望

**提案① 入通院の免責事項廃止**  
第35期総会で基金運営委員会  
は、加入者の傷病による病院等  
への入通院の免責事項廃止を提

案する。

「入院」は事故発生日から1年以内の入院日数3〜210日（現行）を「2〜210日」に改める。また、「通院」は事故発生日から1年以内の通院日数3〜50日（現行）を「1〜50日」に改める。

改定は総会の承認が条件となる。

**提案② 救助捜索費用を500倍補償にアップ**

上記と同様、基金運営委員会は、救助捜索費用を最高400倍から500倍補償にアップすることを提案する。

現行では、継続して労山基金制度に加入する場合、1年継続が増えるごとに交付上限額が10倍加算される（加入初年度は300倍とし、最高400倍まで）。変更後は、加入初年度は400倍とし、最高500倍までとする。但し、海外については400倍までとし、継続による加算はない。

なお、ココヘリ加入者の「ココヘリサービス対象の事故に限り1000倍補償」は変わらない。

**行事主催者賠償責任保険の再スタートを目指す**

労山が提案して三井住友海上火災保険の代理店セブンエーが取り扱っていた「個人賠償責任保険」と「行事主催者賠償責任

保険」は2019年をもって廃止となり、会員から復活を望む声が寄せられていた。

基金運営委員会は、このうち「行事主催者賠償責任保険」を東京海上日動火災保険の代理店と契約締結できるよう交渉中である。従来の「行事主催者賠償責任保険」とは次の点が異なる。年間契約で、年間の参加人数見込みを予め提出して、契約期間終了後に人数実績に応じて精算する（従来は行事等を開催する際、その都度の契約だった）。詳細は検討中である。

以上3点について、基金運営

委員会では諸準備が整えば2022年4月1日から施行したいと考えている。

労山基金と各種山岳保険との比較を表2で示したが、個人賠償への手当てが薄くなっていることがわかる。労山会員に向けた「個人賠償責任保険」の廃止後、代替の保険の引き受け先は見つかっていない。救助活動に携わる者、講習会や学校の講師は、自分自身で個人賠償責任に備えていただきたい。ココヘリ会員には個人賠償責任補償が付与され、さらに労山基金の交付条件が有利となることから、ココヘリ入会をお勧めする。

（今野善伸／労山基金運営委員）

労山が損害保険会社と契約して会員に案内している短期補償型保険については、次ページを参照されたい。

17・18・20ページに掲載した表は、日本勤労者山岳連盟ホームページ(jwaf.jp、閲覧日2021.12.20)及び山と溪谷社『山の便利帳2022(MOUNTAINEER'S DATA BOOK)』(P193-201)を参照して筆者が作成した。

## 短期補償型の国内旅行傷害保険

山行毎に利用されているのが「国内旅行傷害保険」である。山行毎に申し込み、契約期間は山行期間中だけという短期補償型保険である。労山が損害保険会社と契約して、会員へ案内している短期保険としては「労山短期掛け捨てプラン」がある。申し込みは労山会員に限るが、労山会員でなくても加入できるため、公開山行、バスハイク、各種行事、新人加入時などに利用されている。

### ハイキング

ハイキングを対象とした労山短期掛け捨てプランとM社のプランとの比較表A1を掲載したので参照されたい。労山短期掛け捨てプランは、掛け金が安く補償日数に選択の幅がある。

表 A1 短期補償型保険の比較 (ハイキング)

	労山短期掛け捨てプラン 公開山行・ハイキングタイプ	M社のN保険
プラン名	100	SB12
補償期間	1泊2日まで	1泊2日まで
救援者費用等	—	300万円
死亡・後遺傷害	200万円	290万8千円
入院(日額)	1,800円(通院850円)	3,500円
個人賠償責任	—	1億円
携行品損害	—	—
保険料(一人)	100円	250円
適用範囲	バスハイク・各種行事、新人加入時などに利用できる。山岳登攀およびその類似行為は対象外。	国内トレッキング、サイクリング、ゲレンデスキーなどアウトドア活動中が対象。
備考	2口まで加入可。補償期間は最長で13泊14日まで(保険料は1口200円)。	補償期間は最長で6泊7日まで(保険料500円)。

表 A2 短期補償型保険の比較 (山岳登攀)

	労山短期掛け捨てプラン 山岳タイプ	M社のS保険
プラン名	S	SF12
補償期間	1泊2日まで	1泊2日まで
遭難捜索費用	—	50万円
救援者費用等	—	300万円
死亡・後遺傷害	242万円	199万9千円
入院(日額)	2,400円 (通院1,200円)	—
個人賠償責任	—	1億円
携行品損害	—	—
保険料(一人)	1,000円	1,000円
適用範囲	国内でのピッケル、アイゼン、ロープなどの用具を用いた山岳登攀、山スキーなどに適用。	
備考	2口まで加入可。補償期間は最長で13泊14日まで(保険料は1口1567円)。	補償期間は最長で6泊7日まで(保険料1500円)。

### 登攀、アルパイン

労山短期掛け捨てプランにもM社の短期保険にも、登攀用具(ピッケル、アイゼン、ロープ、その他ギア)を使う登山を対象としたものもある。補償期間1泊2日までの山岳登攀の場合、M社には保険料1000円と2000円のコースがあり、掛け金によって補償額が異なる。

1000円の短期補償型(山岳登攀)の保険について、労山短期掛け捨てプランとM社のプランとを比較した表A2を参照されたい。労山短期掛け捨てプランは入通院費用が補償される。救助捜索費用については、労山基金に1口加入すれば(寄付金1000円 補償期間1年)、最大40万円補償される。